

大田原市地域防災計画の改訂について

1. 改訂の趣旨

大田原市地域防災計画は、平成31年2月に改訂したものが現行計画となっている。

前回の計画改訂以後、国において防災基本計画が修正され、県においては防災計画改定の趣旨、近年の大規模災害の課題を踏まえた栃木県地域防災計画の改定が行われた。

本市においても、これら上位計画の改定を反映させた改訂を行い、防災体制の整備を図る。

2. 計画の改訂項目

(1) 防災基本計画の改定を踏まえた改訂

警戒レベルを用いた住民避難対策の充実等について改訂を行う。

(2) 近年の大規模災害の課題等を踏まえた改訂

栃木県災害廃棄物処理計画に基づく災害廃棄物処理体制の確立について改訂を行う

3. 主な修正点

(1) 防災基本計画、栃木県地域防災計画の改定を踏まえた改訂

① 警戒レベルを用いた住民避難対策1

国及び都道府県は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。（防災基本計画第5編第1章第2節）

市（総合政策部）及び消防本部は、市民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、民間団体等とも連携しながら防災知識の普及啓発を推進する。

また、家庭等で普段からできる防災対策について、市民（特に若い世代）へ継続的に周知していくとともに、警戒レベルとそれに応じて市民等がとるべき行動と、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示、災害発生情報（以下、避難指示等とする）等の市民等に行動を促す情報等との意味について周知を図る。

・避難体制の整備（風水害編第2章第1節第1）

② 警戒レベルを用いた住民避難対策2

国及び都道府県は、避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。（防災基本計画第5編第1章第3節）

市（総合政策部）及びその他の避難指示等実施機関は、次の事項を明示して避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報の発令を行う。

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難経路

- エ 避難の理由
- オ 避難時の注意事項
- カ その他の必要事項

避難指示等を発令する際は、下表のとおり警戒レベルを付すとともに、市民等が取るべき避難行動が分かるように伝達する。(警戒レベル1、警戒レベル2は気象庁が発表する情報であり、参考に記載)

市民等は、警戒レベル3で高齢者等は避難、警戒レベル4で全員避難を基本とする。

警戒レベル	市民等が取るべき行動	避難情報
<u>(警戒レベル1)</u>	<u>(災害への心構えを高める。)</u>	<u>(早期注意情報)</u>
<u>(警戒レベル2)</u>	<u>(避難に備え自らの避難行動を確認する。)</u>	<u>(大雨・洪水注意報等)</u>
<u>警戒レベル3</u>	<u>高齢者等は立ち退き避難する。</u> <u>その他の者は立ち退き避難の準備をし、自発的に避難する。</u>	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>
<u>警戒レベル4</u>	<u>指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。</u>	<u>避難勧告</u>
	<u>災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</u>	<u>避難指示(緊急)</u> <u>※緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令</u>
<u>警戒レベル5</u>	<u>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</u>	<u>災害発生情報</u> <u>※可能な範囲で発令</u>

- ・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)及び災害発生情報の内容(風水雪第3章第6節第2)

③ ため池に係る防災・減災対策

国及び地方公共団体は、災害に対処するため、農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策を推進する。(防災基本計画第5編第1章第1節)

農業用ため池施設の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険個所の整備等に努めるとともに、農業用ため池として利用されていないものについては、管理移管や統廃合を推進する。

また、老朽化等により施設の改良が必要なものは、補助事業等を活用し整備、改良に努める。

- ・農地・農業用施設及び林業用施設対策(風水第2章第9節第1)

(2) 近年の大規模災害の課題等を踏まえた改訂

① ダムの異常洪水時防災操作にかかる住民等への周知について

豪雨時のダム洪水時防災操作にかかる情報提供を明記。

市（総合政策部）は、洪水浸水想定区域の指定及びダム下流河川の浸水想定範囲の情報提供があった場合、少なくとも浸水想定区域等毎に、次の事項を市地域防災計画に定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置により市民等及び要配慮者利用施設等に周知を図る。

- ・洪水浸水想定区域における対策（風水雪第2章第8節第6）

② 危険なブロック塀除去に対する助成制度の創設

危険なブロック塀除去のための対策を明記。

(4) 生命・身体を守る方法について

◆ ブロック塀や組積造の塀が、基準どおりに鉄筋が入っているか、転倒防止の控壁を設けているかなどの安全点検を行い、危険性が確認された場合は補修や撤去等を行う。

- ・市民の防災意識の高揚（震災第2章第1節第1）

1 ブロック塀等の倒壊防止

市（建設水道部）は、ブロック塀等の倒壊防止のため、市民に対して十分な指導啓発活動を行い、安全対策を推進するとともに、県と連携して、危険なブロック塀の除去に対する助成制度の周知・活用促進を図る。

なお、公共施設においては、公共施設の設置者及び管理者は、建築基準法の基準に適合しないブロック塀等の危険箇所の解消に努めるものとする。

- ・ブロック塀等の倒壊防止、窓ガラス等の落下防止（震災第2章第16節第4）

③ 災害廃棄物等の処理体制の整備

栃木県災害廃棄物処理計画に基づく災害廃棄物処理体制の確立。

市（市民生活部）は災害時における災害廃棄物等の処理体制の整備、処理施設における災害対策の強化等を図る。また、あらかじめ仮置場の設置・運用等を示した「災害廃棄物処理計画」の策定をするなど平時の備えについて努める。

- ・災害廃棄物等の処理体制の整備（風水雪第2章第23節第2、震災第2章第22節第2）

市（市民生活部）は、速やかに連絡体制を整備し、処理施設の稼働状況を把握するとともに、市内の被害状況について情報収集を行う。

処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが、市のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき、県等に応援を求め、緊急事態に対処する。

- ・廃棄物処理活動（風水第3章第15節、震災第3章第15節）